

会費および入会金に関する細則

ワーカーズコレクティブ千葉県連合会

第1条 目的

この規則は、定款第8条に規定する正会員の会費並びに入会金について、その計算方法、納入方法等に関して必要な事項を定め、会費及び入会金の取り扱いを明確にすることを目的とする。

第2条 会費の金額

会費は、以下の3通りの基準に基づいて決定する。

1. 団体均等割り 月額 1,000 円（年額 12000 円）
2. 組合員数 ワーカーズ＝出資者組合員数に 100 円/月（1200 円/年）を乗じた金額。
各団体の組合員数の算定期間の基準は、直近の各総会時とする。
3. 事業人件費を基準 総事業人件費に 0.9%を乗じた金額。
人件費とは、分配金・給与・各種手当（報酬）等を含む。
但し、交通費・通信費等の手当は除く。

第3条 徴収方法

1. 団体均等割りは、4月下旬までに一括納入する
2. 均等割りを除く会費分は、連合会の総会終了後の7月末までに納入する。
3. 会費の分納は3回までとし、申請書を提出する。納入時期は7月、10月、1月とし、分納額は均等となるようにし、1000円未満の端数は、第1回分に含める。

第4条 新規団体の会費の取り扱い

1. 団体均等割りについては、年度内の月数により 1000 円/月で算出する。
2. 組合員数は、設立総会時の出資組合員数とし、年度内の月数により 100 円/月で算出する。
3. 立ち上げ初年度については、上記 1. 2. 以外の会費は免除となり、初年度の人件費総額が次年度の算定の基準となる。

第5条 脱退における会費の取り扱い

脱退年度の会費は連合会在籍月数で算定し、第2条1～3における算定基準をもとに計算する。
但し、月半ばでの退会の場合は当該月を一か月分とみなす。

第6条 入会金について

入会金は 10,000 円とし、加入時に収めるものとする。

附則

1. 会費の細則については、理事会の決議を以て改廃する。

2015年6月1日施行

2017年6月1日改訂